

2022年7月21日

文部科学大臣

末松信介様

労働者福祉中央協議会
会長 芳野友子

所得に応じた無理のない奨学金返済制度に向けた要請

謹啓 日頃の文部科学行政へのご尽力に心より敬意を表します。

さて、2017年4月にスタートした「所得連動返還型奨学金制度」は導入から5年を経過し、2021年秋からは所得連動方式による返還も始まっています。しかし、所得連動方式の選択率は15~21%前後と低迷し、十分に利用されているとはいえない状況です。また、国会の附帯決議で求められた「有利子奨学金への適用の検討」「対象者の拡大」は未だに実現していません。

一方、政府は教育未来創造会議の第一次提言（5月10日）や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（6月7日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（6月7日閣議決定）において、「在学中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納付を可能とする新たな制度（出世払いの仕組み）」の本格導入に向けた検討を行うことを盛り込みました。しかし、同制度は「出世払い」という言葉やイメージが先行し、それにふさわしい内実がともなったものなのか、具体的な内容がまだ明らかになっていません。

つきましては、所得に応じた無理のない返済制度への改善、拡充に向けて、以下のとおり要請いたします。

謹白

記

1. 現行の所得連動返還型奨学金制度の改善に向けて

- (1) 所得連動返還方式の選択状況や返還の実情など現状の実態把握、検証を行った上で、必要な改善を行うこと。
- (2) 有利子奨学金、既卒者への対象者の拡大を速やかに実施すること。あわせて、有利子奨学金を所得連動方式で返還する場合、返済期間の長期化より利子負担が増大することから、政府がその分の利子補給を行うこと。
- (3) 制度導入時からの以下の問題点について是正すること。
 - ① 年収ゼロ、課税所得以下の人にも最低返還月額2,000円を徴収する現行の取扱いは直ちに中止すること。
 - ② 返済を開始する最低年収は少なくとも300万円以上に設定し、閾値を超える

までは猶予を申請せずとも返済を求められないようにすること。少なくとも返済者が年収 300 万円以下の場合は、奨学金申請時の家計支持者の年収いかんにかかわらず、返還猶予の申請可能年数は無期限とすること。

- ③ 返還開始から一定期間もしくは一定年齢に達した時点でその後の返還を免除する制度を導入し、一生借金漬けにしないこと。
- ④ 返還者が被扶養者になった場合、契約当事者でない扶養者の年収を合算することなく、返還額は返還者自身の収入によって決定すること。
- ⑤ 機関保証については、当面は保証料の引き下げを進めるとともに、将来的には保証は附さずに回収不能分は国が負担する方向に転換すること。

2. 授業料不徴収・卒業後返還（出世払いの仕組み）導入の検討について

「授業料不徴収・卒業後返還（出世払いの仕組み）」の導入の検討にあたっては、以下を留意すること。

- （1）授業料の後払いといつても借金であることに変わりはなく、その負担軽減には授業料の水準自体を引き下げることが不可欠である。このため、制度導入により授業料の更なる高騰や返済負担の増加につながらないか、諸外国の事例も含めて検証し、導入する場合は授業料の引き下げとセットで行うこと。また、今後の方向性として高等教育の漸進的無償化（公費負担の増加による授業料・学費の引き下げ、授業料減免の対象者拡大、給付型奨学金の拡充など）を進めていくことを明確にすること。
- （2）導入する場合は、返済が困難になった場合の十分な救済策や一定時点での返還免除を織り込んだ制度設計とすること。
- （3）所得連動返還型奨学金制度など現行の奨学金制度との関係や、大学等修学支援制度、将来的な高等教育無償化への影響など様々な観点からの検討が必要なことから、幅広い国民各層の参加のもとでのオープンな議論を進めていくこと。

以上